

令和6年10月4日

総務部総務課

専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定）

第1 強風により発生した資源回収コンテナ接触事故

1 和解の相手方

東京都墨田区八広二丁目56番3-1003号

S u n B e e 株式会社

2 事件の概要

- (1) 発生年月日 令和6年2月26日
- (2) 発生場所 東京都江東区亀戸一丁目5番路上
- (3) 事件の概要 区と資源回収業務委託契約を締結している事業者がごみ集積所に設置した資源回収コンテナが強風に煽られたことにより、相手方が所有する駐車中の2台の車両に接触し、損傷を与えた。

3 決定年月日 令和6年8月20日

4 和解の内容 区は、相手方に対し、5に掲げる損害賠償額の支払義務があることを認め、当該損害賠償額を相手方に支払い、本件に関し、双方とも裁判上及び裁判外において、一切の異議及び請求の申立てをしないことを相互に確認する。

5 損害賠償額 55,574円

第2 潮見駅前喫煙所で発生した事故

1 和解の相手方

船橋市民

2 事件の概要

- (1) 発生年月日 令和6年6月4日
- (2) 発生場所 東京都江東区潮見二丁目7番15号地先 潮見駅前喫煙所

- (3) 事件の概要 潮見駅前喫煙所において、当該喫煙所内に置かれているベンチに座ったところ、座面から浮き出た釘が被害者のズボンに引っ掛かり、損傷させた。
- 3 決定年月日 令和6年8月20日
- 4 和解の内容 区は、相手方に対し、5に掲げる損害賠償額の支払義務があることを認め、当該損害賠償額を相手方に支払い、本件に関し、双方とも裁判上及び裁判外において、一切の異議及び請求の申立てをしないことを相互に確認する。
- 5 損害賠償額 8,965円

第3 江東区古石場職員寮で発生した事故

1 和解の相手方

江東区民

2 事件の概要

- (1) 発生年月日 令和6年7月27日
- (2) 発生場所 東京都江東区古石場一丁目11番11号 江東区古石場職員寮
- (3) 事件の概要 江東区古石場職員寮の居室において、居室内に設置されていたエアコンが壁から落下し、エアコン直下に置いていたテレビ及びテレビ台に衝突し、損傷を与えた。
- 3 決定年月日 令和6年8月20日
- 4 和解の内容 区は、相手方に対し、5に掲げる損害賠償額の支払義務があることを認め、当該損害賠償額を相手方に支払い、本件に関し、双方とも裁判上及び裁判外において、一切の異議及び請求の申立てをしないことを相互に確認する。
- 5 損害賠償額 41,807円